

あさか冬のあかりテラス 2023実施業務委託
特記仕様書

朝霞市 みどり公園課

令和5年6月

あさか冬のあかりテラス 2023 実施業務委託

特記仕様書

1 業務名

あさか冬のあかりテラス 2023 実施業務委託

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月1日（金）まで

3 事業目的

冬のシンボルロード周辺及び駅前広場を活用したイルミネーションによる光の演出を実施することにより、まちなかの回遊性を図り、市民や訪れる人にとって憩いと賑わいを感じられる居心地の良いまちなか空間を創出し、まちのさらなる魅力向上及び地域の活性化を図ることを目的とする。

4 イベント名

あさか冬のあかりテラス 2023（※サブタイトル等を付けることは妨げない）

5 実施期間

(1) 点灯期間 令和5年12月8日（金）から令和6年1月26日（金）まで

(2) 点灯時間 16時30分から21時まで（点灯式の点灯開始時間については、別途協議とする。）

(3) 施工期間 点灯開始日の概ね1週間前までに設置を終えるものとする。

※イルミネーション電飾機器の設置後、委託者と受託者で協議の上、試験点灯を実施する。

※芝生広場の設置開始時期については、11月6日以降とする。

(4) 撤去期間 点灯期間終了後、概ね2週間程度で撤去を完了するものとし、点灯期間決定後、委託者と受託者で協議の上決定する。

6 実施場所及び施工対象範囲

イルミネーションの施工対象範囲は、シンボルロード（別添「イルミネーション施工対象範囲図」のとおり）としますが、「あさか冬のあかりテラス 2023」として実施するイベントエリア全体（シンボルロード、朝霞駅南口・東口及び北朝霞駅北口並びに朝霞中央公園）のイルミネーションの総合調整を行うものとする。

施工対象範囲については、契約後協議の上変更となる場合があります。

7 委託業務内容

(1) イルミネーションのコンセプト、デザイン及び設計書作成

イベントエリア全体共通コンセプトと、それを踏まえたシンボルロード（別添）のイルミネーションのデザインを作成すること。最終的な設置場所やデザインは委託者と受託者が協議の上決定するものとし、決定後、受託者はデザイン図及び設計書（平面図、断面図及び求積図等）を作成すること。なお、受託者において企画に沿って電飾材等をリース等で調達することとするが、委託者が保有するイルミネーション機器使用することも可能とする。

原則、新規でイルミネーション機器の購入はしないものとする。

(2) イルミネーションの運搬・設置

委託者が保有するイルミネーション機器を委託者が指定する保管場所から会場まで運搬し、設計書（平面図、断面図）に基づきイルミネーションを設置すること。

(3) 仮設電源引込等の電気工事

本業務にはイルミネーションの点灯において必要となる仮設電源の引き込み（電力会社への申請及び一次電源工事）等の電気工事を含むものとする。

(4) イルミネーション実施期間における維持管理

点灯期間中におけるイルミネーションの維持管理を実施し、不点灯電球や漏電等のトラブルを発見した場合は速やかにその対応を行い、その結果を委託者に報告すること。また、荒天等が予想される場合は、随時点検を行い、装飾の危機管理及び安全確保に努めること。

(5) イルミネーションの撤去・収納

点灯期間終了後、イルミネーションを速やかに撤去し、会場の現状復旧作業を行うこと。また、委託者が指定する保管場所へイルミネーション機器の運搬・収納を行うこと。

(6) 点灯式及びイベントに関すること

まちなかの集客に資するイベントについて、受託者による企画提案書を基に委託者と協議の上、実施すること。また、そのイベントの実施において、必要となる物品の手配や、当日の進行補助や警備など、運営全般に係る業務を行うこと。なお、このうちイベントにおけるマルシェの企画、出店者の募集については当該エリアの官民連携まちづくり組織「あさかエリアデザイン会議」を通じて実施することを想定している。内容については、別途協議により決定する。

イベント開催時に荒天など、実施に支障をきたす事象が見受けられる場合については、委託者と協議の上、内容の変更、必要な対策の実施、中止等の判断を行い安全な運営に努めること。

また、受託者独自で考案したイベントを追加で企画することは差し支えないものとする。

【点灯式及びイベントの企画・運営】

令和5年12月8日（金）に市道8号線を一部歩行者天国とし、点灯式及びイベントを開催するものとする。その内容は、市民や観光客が「朝霞らしさ」を身近に感じられる内容、かつ、イルミネーションと調和のとれた空間を企画すること。諸条件等については、市及びあさかエリアデザイン会議と協議の上、決定すること。

※検討しているイベントの内容

- ①高校吹奏楽部、自衛隊音楽隊等による演奏
- ②市道8号線（シンボルロード北口広場からシンボルロード南口広場までの範囲）を歩行者天国とし、キッチンカー（アルコール販売含む。）、マルシェ、クラフトショップなどの出店
- ③朝霞市内の団体による「よさこいの演舞」
- ④その他イベントを盛り上げる取組
- ⑤イベント時には、エリア内にBGMを流す。
- ⑥町内会等地域活動の支援

（お汁粉等の調理及び配布活動については町内会等の協力を得て実施する。）

昨年度通行止時間：15：00～22：00

(7) 広報・宣伝業務

- ・「あさか冬のあかりテラス 2023」の開催概要と期間中のイベントを周知するためのポスター及びリーフレットを作成すること。
- ・朝霞市のイルミネーションを広く周知できるよう SNS 等メディアを活用した効果的な広報計画を企画、提案し誘客を図ること。
- ・市運営の SNS 投稿用素材（バナーやイベント告知用画像）の作成をすること。

(8) 来場者アンケート等の実施

- ・次年度以降の事業内容検討における参考とするため、来場者数や属性を把握するためのアンケート等を実施し、その集計作業を行うこと。アンケートの実施方法として Google フォーム等を使用することは可能とする。
- ・ホームページ掲載用のデータを作成すること。

(9) 関係団体との連携

- ・別紙「イルミネーション実施範囲図」に示す区域内において、同時期にイルミネーションの実施を予定している商店会組織や企業団体と連携を図ること。
- ・関係団体が出席する会議を3回程度実施するため、運営補助や資料作成を行うこと。

(10)地域経済活性化策

「あさか冬のあかりテラス2023」の実施による地域経済への効果、まちなかの回遊性向上のための企画を提案すること。ただし、最終的な企画内容は委託者と受託者が協議の上決定するものとする。なお、決定した企画は受託者が実施するものとし、実施において必要となる物品の手配など運営全般に係る業務を行うこと。

(11)市民参加における仕組みの検討及び提案

本事業の実施に当たっては、市民に親しみを持ってもらうイベントとするため、市民参加の仕組みを検討し、提案すること。ただし、最終的な内容は委託者と受託者が協議の上決定するものとする。なお、決定した内容は受託者が実施するものとし、実施において必要となる物品の手配など、運営全般に係る業務を行うこと。

8 委託業務実施に係る要件等

(1) イルミネーションデザインに関する要件等

- ア テーマ・コンセプトを明確にし、シンボルロードの長さ、奥行、樹木の高さを活かした独自のデザインとすること。
- イ イルミネーションの使用球数は、前年度（約18万1千球）以上の規模とすること。
- ウ 点滅パターンなどに工夫を凝らし、単調なデザインとならないようにするとともに、来場者を楽しませる双方向性のあるコンテンツを取り入れること。
- エ 普段シンボルロードを利用する機会が少ない市民や観光客等の来訪動機となるような、新規性と話題性のあるイルミネーションとすること。
- オ 幅広い世代に親しまれるように検討し、特に若年層による SNS 等での拡散につながるようなデザインとすること。
- カ デザイン作成にあたっては、著作権等の権利関係に注意すること。
- キ 実施場所及び施工対象について、必ず現地を視察し、周辺景観や環境を把握した上で、空間全体の統一感を意識すること。
- ク デザイン案の中にケヤキ並木、イチョウの大径木及び木陰のトンネルのイルミネーションを含むこと。
- ケ イルミネーション点灯の区域は、市役所前の花の池テラスからシンボルロード南口広場までの範囲で検討すること。
- コ 関係団体等と十分な調整を行うこと。
- サ 11月1日までにシンボルロード市役所前広場から中央広場までの（芝生広場を除く）一部のイルミネーションを設置し、試験点灯できる状態にすること。

(2) 使用するイルミネーション機器に関する要件等

- ア 受託者において企画に沿ってリース等で LED 電球機器・電源機器を用意し、装飾を行うこと。

- イ 委託者が保有するイルミネーション機器を使用して装飾することも可能とする。(別紙「保有機器リスト」参照)
- ウ 使用しない電球を市職員が自主で設置を行う場合は、設置方法等助言を行うこと。
- エ 委託者が保有する機器において、経年劣化等汚損がみられる場合は、委託費の範囲で委託者と協議の上、適宜修繕・更新を行うこと。
- オ 使用する電球は環境や省エネに配慮し、原則として全てLED電飾とする。

(3) イルミネーションの設置・撤去に関する要件等

- ア 装飾や配線等は、歩行者や通行車両、案内看板、交通標識等の妨げにならないよう十分に配慮すること。
- イ イルミネーション消灯時においても通行等の妨げとならないこと。
- ウ 点字ブロックの周囲100cm以内に電飾等を設置しないこと。また、点字ブロック機能を阻害するものを設置しないこと。
- エ イルミネーション設置・撤去工事の際は交通誘導員を配置し、歩行者等の安全確保に努めること。
- オ 歩行者等が作品に触れることを想定し、安全性及びいたずら防止に配慮すること。
- カ 樹木等への施工に際しては、損傷を与えないよう配慮すること。
- キ 設置物の落下や倒壊等の事故が発生しないよう受託者の責任のもと十分注意して設置すること。
- ク 点灯の概ね1週間前までに試験点灯及び点灯のリハーサルを行うものとする。試験点灯及びリハーサルにおいて指摘箇所があった場合は、直ちに修正の上、再度試験点灯を行うものとする。
- ケ イルミネーションの設置、撤去においては、道路使用許可申請をはじめとする各種申請が必要な場合は、受託者の責任において手続を行うこと。なお、申請に係る費用は受託者の負担とする。

(4) イルミネーションの電源に関する要件等

- ア イルミネーションで使用する電源は原則仮設電源を引き込み使用すること。但し、市と協議の上既設電源を使用することも可能とする。
- イ 仮設電源の数は最小限とすること。
- ウ 仮設電源の引き込みに係る工事費は受託者の負担とする。
- エ 仮設電源の契約に係る申請は受託者が行うものとする。
- オ 既設電源設備を使用する場合は、電力量計等を設置し、電気料金が分かるようにすること。
- カ イルミネーションの点灯に係る電気代は委託者が負担する。
- キ 仮設電源コンセントについては、点灯式やイベントで使用することも考え、余分に用意すること。

(5) 点灯期間中における要件等

点灯時間は、デジタルタイマーで管理すること（アナログ不可）。

(6) 点灯式及びイベントに関する要件等

- ア 開催するイベントについて、集客効果を高めるように努めること。
- イ イベントの内容については、プロポーザルでの提案をもとに委託者と協議の上あさかエリアデザイン会議を通して詳細を決定するものとする。
- ウ イベントの開催に伴う出演者及びあさかエリアデザイン会議への謝礼等については、受託者の負担とする。なお、依頼内容については別途協議の上決定すること。（昨年度謝礼等項目：エリアデザイン会議、なるこ団体、町内会、陸上自衛隊東部方面音楽隊、高校音楽部 計約50万）
- エ 点灯式の企画及び台本の作成をすること。
- オ 点灯式やイベントに必要なマイク、スピーカー等の備品を手配すること。
- カ ステージや歩行者天国の照明器具を手配すること（昨年度 芝生広場：独立柱スポットライト2基、イベント会場全体：バルーンライト11基）。
- キ 通行止め時の警備員を（昨年度10人程度）手配すること。

(7) 広報・宣伝業務に関する要件等

- ア ポスター及びリーフレットについてはイルミネーション及び点灯式イベントについて作成するものとし、作成に係る仕様は次のとおりとする。なお、デザイン制作も業務に含むものとする。

【イルミネーション概要版】

	ポスター	リーフレット
サイズ	B1 及び A1（いずれも同じデザイン）	A4
作成部数	B1：100枚以上 A1：300枚以上	8,000部
印刷	片面 4c	両面 4c

【イベント版】

	ポスター	リーフレット
サイズ	B1 及び A1（いずれも同じデザイン）	A4
作成部数	B1：50枚以上 A1：300枚以上	5,000部
印刷	片面 4c	両面 4c

※ サイズや材質及び必要部数等の仕様を変更する場合は、別途協議とします。

- イ プロポーザルでの提案に基づき、受託者側にて当該事業の開催に効果的な方法で行うこと。
- ウ 会場内には、期間中のイベント内容を周知するための看板を設置すること。（使用する看板については、市が貸出しをする。）

- エ 市ホームページ及び SNS (Facebook、Instagram、Twitter) 投稿用素材 (バナーやイベント告知用画像、動画等) の作成をすること。投稿は、市が行うものとする。
- オ その他の効果的な広報・宣伝について、プロポーザルでの提案に基づき、委託者と協議の上、実施すること。

(8) その他の要件等

- ア 本事業において調達する資材や電飾材などの財産権は、委託者に帰属するものとする。なお、受託者が自費で購入した機器類や自前の機器類については、その限りではない
- イ 本事業におけるイルミネーションのデザインなどに関する著作権及びその他の無体財産権は全て委託者に帰属するものとする。
- ウ イルミネーション設備の施工にあたっては、委託者と十分に協議すること。
- エ 受託者は、本業務の実施にあたり適用を受ける関係法令等を遵守すること。
- オ 打合せ及び各種会議に使用する資料 (会議録を含む。) は、受託者が作成すること。
- カ 受託者は、本仕様書と異なる事項又は本仕様書に定めがない事項であっても、業務の目的を達成するためによりよい手法、技術、アイデアがあるときは、積極的に提案すること。
- キ 本事業で使用する全ての設備・装置及びイベントについて、プレゼンテーションした内容を基に想定される事故や災害に備えて保険に加入すること。また、設備・装置の欠陥等に起因して生じた対人・対物事故に備えて加入すること。
昨年度加入保険内容：対人 1 名当たり 2 億円、1 事故あたり 5 億円
対物 1 事故当たり 5 千万円
その他 (被害者治療等補償、借用イベント施設損壊補償、飲食物危険補償、受託者賠償責任等)

9 成果品

業務完了後、実績報告書及び本事業の記録写真、来場者アンケート結果まとめを成果品として提出すること。

なお、報告書の規格及び部数は以下のとおりとする。

- (1) 紙媒体：A4 版、片面フルカラー・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 部
- (2) 電子媒体：報告書及び素材の電子ファイルを記録した電子記録媒体・・・・ 2 部
- (3) 提出期限：令和 6 年 2 月 22 日 (木)

10 契約について

契約方法、契約時期等は、次のとおりとする。

- (1) 契約方法 随意契約（プロポーザル方式により優先交渉権者の選定を実施）
- (2) 契約締結時期 令和5年7月中旬
- (3) 支払い方法 完了後一括払い又は部分払い

11 その他

受託者は、本仕様書に記載のない事項及び本業務遂行にあたり疑義が生じた場合は、必ず委託者と協議すること。契約締結後に契約内容を変更する場合、委託者と受託者双方協議のうえ決定すること。